

令和3年度 事業計画書



不動滝(ふどうたき)

社会福祉法人 川内村社会福祉協議会

令和3年度 川内村社会福祉協議会事業計画書

《基本方針》

今年度は、社協法人設立 30 周年の年であり、これまで地域福祉のためその時代にあった事業を数多く展開してきました。今年度はこれまでの事業を検証して住民に必要な活動をいたします。

令和3年度に村で作成する地域福祉計画（令和4年度から）と、社協で作成する地域福祉活動計画の2つを一体的に策定するため、地域の事態を把握し、地域住民の視点を取りいれて策定いたします。特に社協の基本目標である「コミュニティの再生、再構築の推進」についてはサロン活動を継続してまいります。

今後、「村民が安心して暮らせる福祉の村づくり」をさらに推進するため、基本方針に向けて関係機関と連携を図ってまいります。

本村の人口は3年1月1日現在で2,523人、65歳以上の高齢者は1,081人で昨年度から18人減となっていますが、高齢化率は42.8%と0.2ポイント高くなっております。今後、高齢者の25%を占める団塊の世代が2025年に後期高齢者になることから、介護予防事業がさらに重要となりますので行政と事業内容を検討精査し進めてまいります。

介護事業全体で、厳しい経営を迫られている状況ではありますが、経費節減を図りながら、人材確保、研修を充実させ質の高いサービスの提供に努めて村唯一のデイサービス、訪問ヘルパー事業者として、利用者に安心して利用して頂けるよう推進してまいります。

地域包括支援センターでは、介護予防の一環として認知症対策に重点を置き、地域の方の認知症に対する理解と、認知症予防・早期対応に向けての意識を高めていただけるよう、オレンジカフェを中心に情報発信に努めてまいります。

福祉事業を推進する社会福祉協議会として、民生児童委員、老人クラブはもとより各関係機関・団体と連携・協力しながら地域福祉を推進するにあたり、共通して重点的に取り組む内容を重点施策として計画する。

重点施策

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1. 組織体制の強化	(1) 法人運営の根幹である理事会・評議員会・監事会開催 (2) 各福祉団体及び行政機関（福祉・医療・保健）との連携を密にする。（コーディネート業務） (3) 人材育成計画、研修計画の策定により、職員の職場内研修（OJT）や職場外研修（Off-JT）参加により資質の向上を図る。 (4) 情報共有のため職員会議	年3～4回 毎月 第1月曜日
2. 財政基盤の確立	(1) 社協の行う地域福祉事業の多くは行政からの委託、補助で占められている。行政からの財源のみならず独自財源も厳しい現状であるが、社協の性格を踏まえながら、「経営的視点」を持った効率的な事務・財政運営を一層進めていく。 (2) 介護保険サービス事業の健全経営を目指す。	
3. 地域福祉活動の推進	(1) 心配ごと相談事業 心配ごと相談所の開設 村民の日常生活上の悩みごと、心配ごと等の相談に応じ、適切な助言、援助などを行い福祉の推進を図る。 (2) 生活福祉資金貸付事業 低所得者世帯が経済的に自立助長を図るため、生活福祉資金の適正な活用の推進を図る。 (3) 生活援助資金貸付事業 資金貸付により、経済的自立と生活意欲の助長促進を図る。 (4) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業） 日常生活に不安のある方を生活支援員が地域で安心して生活ができるようお手伝いをする制度であり、地域住民に対して制度の周知を図る。（3件実施中） (5) 生活困窮者自立支援法による事業 県社協が受託して実施され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給その他の支援などが行われ、第2のセーフティネットとして情報提供や支援調整会議への参画等積極的にかかわる。 (6) 地域防災活動事業 村の地域防災計画に基づき、ボランティア受け入れ、民生委員及び赤十字奉仕団活動を行う。	毎月1回 第3水曜日 民生委員協議会 県社協より受託 村社協独自 県社協より受託 県社協

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
3. 地域福祉活動の推進	(7)地域福祉活動 社協設立 30 周年記念事業の実施 村の「地域福祉計画」と社協の「地域福祉活動計画」を 1 本化にして地域コミュニティや共助の再生、高齢者の役割や生きがいづくり活動をさらに推進する。	秋頃
4. 在宅福祉サービス事業の推進	(1) 福祉車両貸出サービス事業 昨年度から社協独自事業として開始 高齢者・障害者・知的障害者であって車イス使用等でなければ移動が困難な方への貸出。 (2) 外出支援サービス事業（村受託事業） 村内居住者で自動車運転が不可能、歩行が困難な者で 65 歳以上の世帯や障がい者等を対象に、居宅から村内外の医療機関への通院や村内の公共施設・商業施設への送迎を行う。村内の利用は原則 1 人月 4 回までとし料金は無料。 村外は双葉郡、田村市、小野町の医療機関のみ送迎 (3) 自立（軽度）高齢者に対するヘルパー派遣事業（村受託事業） (4) 福祉用具貸与事業（緊急時の貸与） ベッド・車椅子・床ずれ防止マット (5) 配食サービス事業（村受託事業） 村内において、65 歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、障害者等を対象に実施。 (6) 緊急情報カード設置事業支援（村主催）	申請随時 申請は村へ随時 登録運転手 2 名で対応 申請随時 申請随時 毎週水曜日
5. 老人・児童福祉事業の推進	(1) 老人クラブ活動の育成強化と連合会事務局 (2) 生きがいと健康づくり支援事業 児童・生徒・婦人との世代間交流事業への協力 (3) 高齢者ふれあい・いきいきサロンの充実 閉じこもり防止や認知症や介護予防を目的に各地区で実施している事業に対し、協力・支援を行う。 (4) 自主的サロン活動の支援 (5) 子育てサロンの開催 (6) 高齢者ふれあい交流会の実施	集会所 2 か月 1 回 7 地区 月 1 回(木) 年 1 回
6. 福祉団体活動の援助協力	(1) 民生委員協議会活動への協力（事務局） 研修事業の実施や参加協力 県主催の研修会や村定例会での研修の実施。 (2) 母子寡婦福祉会に対する援助協力（事務局） (3) 遺族会に対する援助協力（事務局）	定例会

	主 な 実 施 内 容	実施時期等
7. 日本赤十字社事業の推進	(1) 日本赤十字社社資募集の推進 (民生委員協議会) (2) 赤十字奉仕団に対する援助協力(事務局) (3) 災害時における救援物資等の支援	5月
8. 共同募金事業の推進	(1) 赤い羽根共同募金運動推進 (行政区長会) 住民募金使途の明確化に努める。 (2) 歳末たすけあい募金運動推進(婦人会) (3) 歳末募金法人募金推進	10月 12月
9. ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動の情報提供 担当職員によるボランティア活動に関する相談、情報提供、活動の紹介を行う。 (2) ボランティア活動研修会の参加 ボランティア活動参加促進の啓もうを行い、コーディネーター養成研修会等への積極的な参加を促す。 (3) 福祉教育事業 小・中学校が実施する職場体験活動を受け入れ、若い世代の福祉活動への参加機会を提供する。 (4) ボランティアグループの育成及び活動保険の推進 高齢者サロンへのボランティアや避難者・村内福祉活動ボランティア受け入れや推進、組織化への支援をする。	
10. 介護保険事業の経営	(1) 居宅介護支援事業(介護支援計画「ケアプラン」) ＜基本理念＞ 安心して健やかに、その人らしい日常生活が送れるように支援する。 ① 介護サービス計画(ケアプラン)の作成 ② 介護認定訪問調査・介護予防プラン作成(村受託事業) ③ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ケース検討や外部研修会への参加等、専門的スキルを向上。 ④ 保健・医療・福祉機関との連携 地域包括支援センターや保健、医療機関、保健福祉課や介護保険施設、居宅サービス事業所、他居宅介護支援事業所との連携に努め適正な事業実施を図る。 認知症初期集中ケアチーム員として対応	常勤2名 嘱託1名 体制

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
10. 介護保険事業 の経営	(2) 訪問介護事業（ヘルプサービス） <基本理念> ① 訪問介護サービス提供。（介護給付事業） ＊身体介護、生活援助、相談助言等のサービスを提供する。 ② 介護予防給付事業 ③ 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）にすべて移行し要介護者に対して必要な支援を行う（訪問型） ④ 登録ヘルパーの充実により、サービス提供を効率的・効果的に提供するように努める。 ⑤ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ミーティング、OJT や外部研修会参加、自己啓発援助（SDS）の実施。 (3) 通所介護事業（デイサービス） <基本理念> 利用者一人ひとりの尊厳を保持し、心身ともに健やかに自立に向けた介護サービスを提供します。 ① 通所介護サービス提供（介護給付事業） 利用者にとって常により良いサービス提供 ② 介護予防通所介護事業（予防給付事業） 自力に向けた要支援者へのサービス ③ 総合事業 介護予防、生活支援事業（通所型）へ移行 ④ アクティビティ事業の充実 レクリエーションや機能回復運動や体操を個々の能力において実施し、生活活動の活性化を促す。 ⑤ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ミーティング、OJT や外部研修会参加、資格取得支援の実施。 診療所医師による勉強会の開催（毎月） ⑥ 定期的なサービス意向調査等の実施により、きめ細かなケアを実施。	職員 1 名 職員 4 名 臨時 10 名
11. 生活支援相談 員の活動	<基本理念> 仮設住宅、借り上げ住宅制度がなくなり、帰村した住民で生活基盤が弱くなり、自立した生活が困難になった人への支援を行う。 具体的には、要介護者安否確認、生活上の相談等の受付を行い、安心して暮らせるように専門機関や関係機関と連携して支援を行なう。	通年

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1 1. 生活支援相談員の活動	また、各集会所において住民同士の情報交換や、生きが いづくり、日々の生活を送れるようサロン(集い)・交流会・ レクレーション等を企画し後方支援を行う。 【生活支援相談員の配置】 活動拠点を五社の杜サポートセンターとし、生活支援相 談員5名を配置し活動する。 【活動内容】 (1) 安否確認等(健康状態の確認、生活上の問題点) 帰村住民でひとり暮らしや高齢者世帯等住民を訪問 し、安否等の確認をする。 (2) サロン交流会の開催 住民の憩いの場、交流の場、楽しみの場としてサポート 拠点等において、軽スポーツ、カラオケ、手芸、お茶会 等を行い、日々の生活を楽しく、また張り合いのある生 活にすることを目的に行う。 村内の帰村した高齢者の生活再建の支援や村内サロンの 支援を併せて行う。 (3) 自家菜園を活用して高齢者の生きがいを推進す る。	
1 2 地域包括支援 センター	(1) 包括的支援事業 ① 総合相談支援業務：高齢者の健康や生活の状況把握を 行い、問題やニーズの早期発見・対応に努め、多様な 相談に対応できるよう関係機関と連携しながら支援を 行う。 ② 権利擁護業務：成年後見制度の活用促進や高齢者虐待 への対応など、高齢者の権利擁護に必要な支援を行う。 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務：高齢者が暮ら しやすい地域づくりのために、医療・行政などの関係 機関との連携体制づくりを進め、また地域のケアマネ ージャーが円滑に仕事をできるよう支援や指導を行 い、質の高いサービスの提供に努める。 (2) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業 ① 介護予防の相談、介護予防事業への支援、介護予防サ ービス利用の調整を行う。 (3) 地域包括ケアシステムの推進	職 員 1 名 兼務職員2 名

	① 地域ケア会議の開催支援：多職種協働により「個別ケア会議」の開催を支援する。 ② 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実：生活機能低下や閉じこもり等支援を要する高齢者等を把握し、介護予防活動につなぐ。また「いきいきサロン」等介護予防活動を支援するとともに、介護予防に関する知識の普及啓発活動を行う。 ③ 生活支援体制の整備：高齢者の地域での生活を支えるために、多様な支援体制の構築に向けた取り組みを行政と連携して行う。 ④ 在宅医療・介護連携の推進：医療と介護の両方を必要とする高齢者が安心して生活できるよう地域の医療機関や関係機関等の連携体制の構築を推進する。 ⑤ 認知症対策：高齢者やその家族、地域住民が集える「オレンジ（認知症）カフェ」を月２回開催。 認知症の早期発見・早期治療および家族への支援につなげるよう支援する。相談等の各機関への連携や、認知症に関する知識の普及啓発活動を行う。	
--	---	--